**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第１６回議事録≫

■日　時：平成３０年１１月１２日(月)　１３：３０～１５：１１

■場　所：大阪府庁　大阪府議会　第２委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、岩木均委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、みつぎ浩明委員、杉本太平委員、

　　　　　八重樫善幸委員、中村広美委員、角谷庄一委員、山下昌彦委員、

　　　　　藤田あきら委員、德田勝委員、黒田當士委員、川嶋広稔委員、

　　　　　土岐恭生委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　定刻となりましたので、第16回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席をしていただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

　本日の協議については、先月23日の代表者会議で協議調整いただいた結果、再協議していた経済効果に関する調査結果については、事業者を呼んでの報告や質疑はしないこととし、引き続き事務局質疑を行うこととしております。

　次に、お手元の資料についてご説明をさせていただきたいと思います。

　本資料は、さきの代表者会議において、これまでの協議会で各会派から示された提案などの取扱いについて意見があったので、事務局で整理するよう私のほうから指示して作成させたものであります。

　まずは事務局より資料について簡単に説明させていただき、その後、事務局質疑に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　事務局のほうからよろしくお願いいたします。

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　資料の説明に先立ちまして、まず私から協議会だよりの訂正について説明させていただきます。

　協議会だより第５号につきましては、今年８月31日に発行いたしましたが、掲載内容について誤りがありました。本件につきましては、さきの代表者会議で報告させていただいた上で、既に府市のホームページに掲載している協議会だよりを訂正するとともに、あわせて正誤表を掲載するなどの対応をしています。また、次号におきまして訂正記事を入れます。

　このような訂正に至ったことに対し、深くおわび申し上げますとともに、原稿作成に当たり、チェック体制の強化を図るなど、再発防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

　それでは、担当部長のほうから資料について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（事務局：井上制度企画担当部長）

　制度企画担当部長の井上でございます。着座のまま失礼させていただきます。

　それでは、お手元のこれまで協議会において示された提案等について（参考資料）としました資料につきましてご説明いたします。

　まず、１枚おめくりいただきまして、資料の位置づけでございます。この資料は、先ほど会長からの説明にもありましたとおり、会長からのご指示を受け、事務局において整理したものでございます。各会派から示された提案等は194件、それらを事務局のほうで提案、修正指摘、資料要望、意見に分類し、整理いたしました。その内訳は欄外表のとおりとなっております。

　資料では、このうちの提案、修正指摘及び資料要望につきまして、次ページの目次にございます５項目に分類し、それぞれの提案等の概要とそれに対する事務局の考え方を記載させていただいております。

　次ページ以降に具体的な内容をお示ししております。

　１枚おめくりいただきまして、１ページの１、事務分担・一部事務組合に関する事項をご覧ください。

　介護保険事業の事務分担についての提案を例に資料の見方をご説明させていただきます。ページ左上には、太文字で提案内容の概要を記載しており、左側の欄の下段には、協議会での各会派からいただきました主な発言を記載しております。同じページの右側の欄には、これまでの協議会での回答などをもとに事務局の考え方を記載しております。

　さらに１枚めくっていただいて、４ページをご覧ください。

　資料の見方につきましては、先ほどの介護保険事業のページと同様でございますが、資料要望につきましては、対応したものについて、その内容を四角囲みにし、ページ右側の事務局の考え方の欄の下方に記載しております。

　その他のページにつきましても、資料の見方は同様でございます。時間の都合上、全ての項目についての説明は省略させていただきますが、適宜ご覧いただけたらと存じます。

　また、14ページ以降に、参考としまして、協議会で示された提案等194件の一覧表を添付しておりますので、あわせてご覧ください。

　事務局からの説明は以上でございます。

（今井会長）

　ありがとうございました。

　それでは、これより事務局質疑を行います。

　質疑時間は、代表者会議での合意に基づいて計３時間を予定しております。維新58分30秒、自民45分、公明40分30秒、共産27分の範囲内でこの順番により行いたいと思います。

　時間が限られておりますので、着座したまま発言することとして、適宜資料などを使って質疑いただくことで進めたいと思います。

　なお、発言される場合は、多くの府民の皆様方が視聴されているインターネット配信している関係から、まず挙手をしていただきまして、私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

　事務局におきましては、挙手し、職名、氏名を名乗った上で、着座したままご発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　それでは、維新、德田委員、お願いいたします。

　德田委員。

（德田委員）

　大阪維新の会の德田です。私から質問させていただきます。

　昨年、平成29年６月27日にこの大都市制度（特別区設置）協議会の第１回目が開催されてから、会議自体は今日まで16回を重ねております。特に昨年９月29日に開かれた第３回協議会に、事務局から特別区素案が提出されて以降、特別区設置協定書の作成、取りまとめに向けて、法律で記載が義務づけられている８項目について、会派としても検討を重ねてきたところです。

　この間、我々の会派として協定書に記載すべき事項で修正を提案したのは、特別区の名称についてですが、本日事務局からこれまで協議会において示された提案等についての参考資料の説明がありましたが、同資料10ページに記載されているとおり、我々の会派としましては、区の名称について、東西区を淀川区に、そして南区を天王寺区に変更するよう提案を行ってまいりました。会派としては、提案した区の名称で議論を進め、特別区設置協定書を取りまとめていきたいと考えていますが、今後、区の名称について協定書案が取りまとめられるまでの流れはどうなるのか、事務局にお伺いいたします。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区の名称についてでございますけれども、委員からご提案のありました変更案も含めて、本協議会においてご議論いただいた上で、協定書案として取りまとめられることになります。

　以上です。

（今井会長）

　德田委員。

（德田委員）

　ありがとうございます。

　今、事務局のご答弁にもありましたように、我々の会派から半年前に提案をした区名変更を例にしても、この協議会で早急に決めなければならないはずなのに、現状は何も進んでいない状態であります。これまでの質疑の状況を見ていますと、法定協議会、市会、府議会の場で事務局、理事者への質疑は尽くされ、議論は十分に深まったものと考えており、早く次の段階、すなわち委員間協議を行うべきと我々の会派は主張してまいりました。他会派の委員から、事務局に対してまだまだ質疑を行いたいとのご意見が強かったため、今回も事務局質疑となりました。また、質問時間が３時間という設定になったのは、この機会に事務局への質疑を尽くしてもらおうという趣旨と理解をしています。そうであるならば、事務局への質疑は今日ここで尽くしていただき、本日、事務局より提案や資料要望等に対する考え方が示されたわけですので、早急に委員間協議の場に移りたいと考えます。

　協議会の質疑に取り組むための事前調整の時間もしっかりとられている中で、決められた時間の中で議論を尽くすことは重要です。私は、20年以上民間で勤務をしてきた経験上、過ぎた時間こそが取り戻せない最大のコストであり、損失であると考えますし、一方で未来を変えることは今からでもできると確信をしています。３カ月、６カ月、まだまだと、その都度、その都度、延長を続けることにより、我々委員や職員の人件費も相当なものとなります。ぜひとも次の段階となる委員間協議を要望します。

　以上で終わります。

（今井会長）

　次に、自民、花谷委員、お願いいたします。

　花谷委員。

（花谷委員）

　自民党の花谷です。今日は事務局の方々に質問させていただきます。

　大都市制度改革の検討状況と広報についてお尋ねをしたいと思います。

　法定協だよりや大阪市の広報紙など、大都市制度改革の広報を見ますと、あたかも特別区と総合区のどちらかの制度を導入することが決まっているかのような広報になっておりまして、私のところにも府民から、どちらかを選ばないといけないんですかといった戸惑いの声が寄せられています。

　そこで、本日は法定協議会などでの大都市制度改革の検討状況とその広報の関係について何点かお伺いをいたします。

　まず、今回の法定協議会では、規約上、総合区の検討状況について報告を求めることや協議を行うことができるとありますので、総合区制度について伺います。

　昨年８月に総合区素案が公表され、この法定協議会でも昨年８月の第２回協議会で報告を受けましたが、その後、総合区制度については、市会で何か決定されたことはあるのですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　総合区制度につきましては、昨年８月に大阪市の戦略会議において総合区素案を決定した後、市会などでご議論いただくとともに、総合区素案に関する住民説明会を開催し、本年３月に副首都推進局において素案を成文化した総合区制度案を取りまとめました。これらをもとに現在、引き続き市会でご議論いただいているところでございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　決まったことがあるのですかと聞いているんです。議論しているのは承知しています。決まったことがあるんですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　総合区を設置することにつきまして、市会で議決され、条例が定められたということではございませんが、現在、引き続き市会でご議論がなされている状況でございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　決まったことはないということですね。

　それでは、総合区制度はどのような手続で導入が決定されるんですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　総合区設置の法律上の手続についてでございますが、大阪市におきまして、総合区の設置に関する条例などを定めることで設置されます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　じゃ、それでは条例提案ぐらいされているんでしょうね。条例提案が何月何日にあったんですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　繰り返しになりますが、総合区を設置することについて、条例の提案や市会での議決等があったものではなく、現在、引き続き総合区素案等をもとに市会でご議論いただいているところでございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　今の答弁では、条例の提案もされていない、提案されていないから当然議決もされていないと、総合区の設置は決まっていないということが明らかになりました。にもかかわらず、副首都推進局が行っている広報を見ますと、あたかも総合区・特別区という新たな大都市制度が導入されることが決まっているかのような情報発信がされています。

　ここで、例として、ちょっと皆さんにご覧いただきたいので、資料の配付をお願いいたします。

（今井会長）

　資料を配付してください。

　花谷委員。

（花谷委員）

　配付した資料は、都島区が発行する広報みやこじまの今年の３月号、９月号、11月号です。こんなやつなんですね。都島区で全戸配布しています。これしっかりした、ちょっとお金がかなりかかっているものですけれども、よく区民は読み込んでいます。情報収集するために、こういうものです。

　そこで、「総合区・特別区ってなんだろう？」という連載記事が掲載されています。内容を見ると、あたかも総合区や特別区の制度が導入されることが決まったかのような記事になっています。

　そこで、１点ずつ確認をします。まず、３月号では、「総合区になると今の区はどうなるの？」と、この資料の１枚目ですね。「合区して８つの総合区へ」と記載されています。この点を確認します。合区して８つの総合区になるということは決定事項ではないはずですが、先ほどの答弁をいただくと。市会で決定されているんですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　総合区素案におきましては、区の事務を拡充しつつ、そのための体制整備で職員増とはならないよう、現在の24区を８区に合区する案をお示ししております。区の数や区割りも含めまして、総合区の制度設計について現在、市会でご議論いただいているところでございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　資料を見ていただいて、これは決定しているようにしか見えないんですよ。決定済みですか、どうなんですか、もう一度答えてください、明確に。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　総合区を設置することについて、市会で議決されたり、条例が定められたりということではありませんが、昨年８月にまとめました総合区素案などをもとに現在、引き続き市会でご議論いただいている状況でございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　決定されたものでないのであれば、この記事のページに明確にはっきりと、決定されたものではないと記載すべきだと思います。府民、市民に誤解を与えないように、なぜ決定されたものではないと記載されていないんですか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　大都市制度につきましては、協議会だよりや総合区制度のお知らせのほか、各区の広報紙なども活用し、広報を行っているところでございます。

　委員ご指摘の各区の広報紙につきましては、本年２月より大都市制度に関する情報につきまして、毎月の連載という形で掲載しております。連載開始に当たりましては、初回に、総合区・特別区制度について、現在検討を進めており、今後毎月、総合区・特別区制度についてわかりやすく説明していくといった旨の内容を記載し、その後、適宜、検討中であることや決定されたものではないという旨の注釈を入れながら、制度内容や設置の決定手続などを継続的に紹介したところでございます。

　総合区・特別区の検討状況に関しまして、広く住民の皆様に関心を持っていただくとともに、正確な情報をわかりやすくタイムリーに提供できるよう今後とも適切な広報に努めてまいりたいと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　今、正確な情報、タイムリーというキーワードが答弁の中にありましたけれども、要は連載記事の冒頭、ほかの月なのか、ほかのページなのか、よくわからない答弁ですけれども、そこに注釈があるということでした。

　今、お配りしたこのページの中に、決定されたものではないという記載があるんですか。検討されているんですとか、議論されているんですとか、そういう記載はどこにありますか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。先ほど委員がお示しいただいた資料には記載はしておりませんでしたが、これまで他の広報媒体におきまして、適宜こうした趣旨も踏まえながら制度内容や決定の手続などを継続的に紹介してまいったところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　それはちょっと正確でもないし、丁寧でもないですよ。きちんと全ての記事に誰もがわかるように、決定されたものではないと書くべきです。

　次に、９月号、１枚めくっていただいて裏側ですけれども、第８回と書いているところです。ここで「なぜ大都市制度改革が必要なの？」と問いかけをしているわけですけれども、その答えが「「副首都・大阪」の確立をめざしており、それを支える大都市制度が必要です」と記載されています。あたかも大都市制度改革が必要であることが証明されて、確認されたことであるような表現ですが、総合区・特別区といった新たな大都市制度を導入することは決定されていないはずですが、いつ決定されたとご理解されていますか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　大都市制度に関する取組みの状況といたしまして、経済の低落傾向、人口減少社会への対応といった大阪の課題解決のために都市機能の充実とそれを支える制度が必要という認識のもと、現行制度で実現可能な総合区と特別区の両制度について、最終的に住民の皆様にご判断いただけるよう検討を進めているところでございます。現在、両制度案について本協議会や府市両議会で引き続きご議論をいただいているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　いや、決定済みなのかどうなのか聞いているんです。決定しているように見えますよ、これは。そういうふうに議会なのか、どこかで決定したかのように書いてあるんですよ。だから、決定済みなのかどうか聞いているんです。明確にお答えください。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　法律上の手続を経て決定されたものではございませんが、現在、両制度案についてご議論いただいている状況でございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　決まっていないんですよ、これもね、必要性なんて議論をされて、結果を出しているわけではありません。決定されたものでないのであれば、この記事のページに明確にはっきりと決定されたものではないと記載すべきです。府民、市民に誤解を与えないように、なぜこのページにも決定されたものではないという記載をしないんですか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　繰り返しの答弁になりますけれども、大阪が抱える課題の解決に大都市制度の改革が必要であるという認識のもと、これまで広報活動を進めていく中で、連載の開始に当たりまして、初回に、総合区・特別区制度について、現在検討を進めており、今後毎月、総合区制度、特別区制度についてわかりやすく広報していくといった旨の内容を記載し、その後、適宜、こうした趣旨も記載しながら、制度内容や設置の決定手続などを継続的に紹介してきたところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　じゃ、丁寧に正確にタイムリーに書いてくださいよ。ここでも決定されたことでないのであれば、なぜ決定事項ではありませんよと、今の24区のままという選択肢がありますよということをなぜこの記事の中に記載していないんですか。それこそ丁寧な広報ですよ、いかがですか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　総合区・特別区の検討状況に関しまして、正確な情報をわかりやすくタイムリーに提供できるよう、今後とも誤解のないよう適切な広報に努めてまいりたいと考えております。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　今後ともって、今後と言うんやったらわかるけれども、今後ともということは、今まで正確でタイムリーやったという答弁になるんですけれども、同じ答弁ですよ。もう一度、聞きますね。

　大都市制度改革が必要ですと、あたかも新たな大都市制度が導入されることが決まったような書きぶりになっています。新たな大都市制度が導入されることが決まったというのであれば、その根拠は何ですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　決定された場合の、決定されているのであれば、その根拠というお尋ねですけれども、繰り返しになりますが、大都市制度の決定には、必要な法律上の手続がございます。総合区につきましては、大阪市において関連条例を定めることで設置されますし、特別区については、協議会において協定書を策定し、府市両議会の承認を経て住民投票を行い、有効投票の過半数の賛成があった場合に、府市が設置の申請を行うことができるとされております。こういった法律上の手続を経て総合区設置、特別区設置が決まったものではございませんが、大阪にふさわしい大都市制度として、現在、総合区・特別区両制度について引き続きご議論をいただいている状況でございます。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　同じ答弁ばっかりなんですけれども、いかにこの広報で住民が混乱しているかを皆さんに知っていただくために続けて質問します。

　11月号をご覧ください。第10回ですね。これは現在、皆さんが利用されている区役所が地域自治区事務所になりますと書かれています。では、いつ今の24区役所が地域自治区事務所になることが決まったんですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　地域自治区の設置につきましては、大阪市において条例が定められたものではございませんで、総合区素案におきまして、コミュニティーや窓口サービスに配慮した仕組みとして、現在の24区単位で地域自治区を設置する案をお示ししているものでございます。地域自治区の設置も含めまして、総合区の制度内容については、現在、市会でご議論いただいているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　この紙面を見たら、決まったようにしか見えないですよ。これがカラーですけれども、コピーで見にくいかわかりませんけれども、明確に「地域自治区事務所になります」、「窓口サービスは変わらないのね！」という注釈まで出ているんです。こんなことをしていて正確な広報ですか。決定されたものでないのであれば、府民、市民に誤解を与えないように決定事項ではないということを書くべきです。なぜこの記事に記載がないんですか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　委員ご指摘の各区の広報紙につきましては、この連載記事を開始いたしました当初から大都市制度に関する情報につきまして、毎月の連載という形で掲載しておりまして、連載開始時におきまして、総合区・特別区の制度について、現在検討を進めているという旨を記載した上で広報活動を続けているところでございます。その後、適宜、トピックスに応じた内容についても記載しながら、検討中であることや決定されたものではない旨の注釈を入れるなどし、制度内容や設置の決定手続などを継続的に紹介したところでございます。

　今後につきましても、総合区・特別区の検討状況に関しまして、正確な情報をわかりやすくタイムリーに提供できるよう、誤解のないよう適切な広報に努めてまいりたいと考えております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　一番重要なのはね、何も決まっていないということを伝えるべきです。そして、議論中だということを伝えるべきなんですよ。中身の説明をずっと連載でする必要なんて全くありませんよ。決まったことを皆さんに知っていただく、それが皆さんの仕事でしょう。それを正確でタイムリーな仕事をずっとやっていますという答弁には驚きです。

　続いて、先日の府議会総務常任委員会で、大都市制度改革の広報が府民、市民をミスリードするような内容となっているが、なぜ正確な広報になっていないのかとお尋ねしました。そうしたところ、各種広報については検討中であることや決定されたものではない旨の注釈を入れるなど、住民に正しくご理解いただけるよう努めているとの答弁でした。もう一回聞きますね、だから。では、お配りした広報みやこじまの11月号のどこにそのような注釈が入っていますか。このページですよ、先ほどカラーを見せたページ、どこにあるんですか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　先ほどお配りいただきました委員お示しの資料におきましては、決定事項であるとか、検討中である旨の記載はしておりませんでした。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　もとには戻せない、先ほど德田委員がおっしゃっているように、過ぎたことは戻せない。コストを無駄遣いしたんですよ。取り戻してくださいよ、これからきっちりと。今までの広報は全部間違っていましたと、それぐらいやらないと、市民は本当に混乱していますからね。

　次に、特別区制度について伺います。

　特別区制度については、法定協議会で議論が続いていますが、事務分担などの制度案、区割り、区の名称などの制度設計は固まったと考えておられますか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区の制度内容につきましても、昨年９月にお示しした特別区素案などに基づき、現在、本協議会等でご議論いただいているところでございます。なお、区割りにつきましては、本年２月の協議会で４区Ｂ案に絞り込み、制度設計全体の議論を深めていくこととされております。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　絞り込みと言わはるので、常にこれは違和感があるんですけれども、４区Ｂ案に決まったと事務局は認識しているんですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　今後の制度設計の議論において、４区Ｂ案に議論を絞り込んで行っていくということだと認識しております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　じゃ、協議会で絞り込んだことを採決されたという認識ですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区の制度内容につきましては、区割りも含めまして、現在引き続きご議論いただいているところだと認識をしております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　誰が考えても採決をしていません。私、ここに出ているんですから、採決は１回もありません。つまり何も決まっていないということですよ。何も決まっていないんですよ、１年５カ月。法定協議会だよりについても、何も協議会で決まっていないのに、何か決定されるというような誤解を府民、市民に与えてですね、混乱させるだけなんです。法定協議会だよりは府民、市民に混乱を与えないように、採決をして決定されたことのみ記載すべきだと思いますが、いかがですか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　協議会だよりについてでございますけれども、協議会における議論の状況やその内容を住民の皆様に周知する目的で発行しているものでございます。この目的に沿って、特別区の制度案や協議会における提出資料の内容、質疑の内容、各委員のご意見等について掲載をしているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　府民、市民を混乱させないように、採決をして決定されてから、その内容を質疑と一緒に、こんな質問があった、あんな意見があったと一緒に掲載をすべきだと思います。

　法定協議会が昨年６月に設置されて１年と５カ月がたっています。今回、16回目の協議会が開かれています。私たちはそもそも特別区設置に反対ですが、会議の運営を一度も妨害したことはありませんし、協議会の日程調整にも協力して毎回出席しています。私は２回も人間ドックをキャンセルして、１年以上、人間ドックに行けなかったぐらい協力しているんですよ。にもかかわらず、これまで一度も採決されず、何ら決まったことはありません。

　最後に、もう一度確認します。法定協議会が設置され、１年５カ月がたちますが、この間、特別区制度について、法定協議会で何か決定されたことはありますか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　繰り返しになりますけれども、特別区制度につきまして、既にお示ししております特別区素案などをもとに、引き続き本協議会でご議論いただいているところだと認識をしております。

　以上です。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　もう何にも決まっていないのに決まったように広報し、まだまだ議論をしてほしいと、非常にしんどいですね。

　総合区も特別区も昨年夏以降、１年半ほど議論されてきましたが、今、答弁を聞いていましたら、何一つ決まったことはありません。

　本日の会議の冒頭、各会派から示された指摘などに対する事務局の考え方の説明がありました。事務局ですら、協議会委員からの指摘や要望に誠実に対応をしようとはしていません。こんなことでは議論が進まず、何一つ決まらないのはある意味当然です。今のような法定協議会の運営を続けるのであれば、何一つ決められない協議会ということです。法定協議会ではなく、ほったらかし協議会やと思っています。全く実のない話で不毛な議論は即刻やめて法定協を閉じるべきです。

　以上で質問を終えます。

（今井会長）

　次に、公明、土岐委員、お願いいたします。

　土岐委員。

（土岐委員）

　私のほうからも少しお時間を頂戴して質問をさせていただきます。

　これまで何度も申し上げてきましたけれども、一度大阪市を廃止してしまうと、現行法では二度と政令指定都市に戻るということはできません。しかも、特別区設置については膨大なコストを要し、このコストは大阪市民だけが負担をするということになっています。しかも、このコストは議論のたびに上振れするという現状があり、総合庁舎を建設する場合については1,800億円もの膨大なコストを要することになっています。本当に特別区設置のためにこのような膨大なコストをかけるだけの意味があるのかどうかということについては、これは徹底的に、またかつ慎重に議論をしていかなければならないというふうに考えています。

　この間、我が会派としては、スケジュールありきではなくて、また特別区素案がありきということではなくて、どこまでも市民目線、基礎自治行政の充実という観点から真摯な議論を続けてきたわけでありますけれども、さらに我が会派としては建設的な議論をさらに進めるべく、さまざまな観点から、この出されている素案の問題点を指摘をしてきています。

　そして、その指摘を検証するための資料の提出を求めてきたところでありますけれども、特に制度設計の根幹である、いわゆる職員体制、それから財政調整制度に絞って、繰り返し、繰り返し必要な資料の提出をこれまで求めてまいりました。

　しかしながら、事務局のほうは、素案の考え方の説明と、協議会で議論してほしいというそういった答弁に終始をしてこられています。今日出された提案等についても、今までの提案とか、さまざまなことについては何ら回答になっていません。まことにこれ極めて不誠実な事務局の対応であると言わざるを得ないと考えています。

　素案との比較ができる資料がなければ、この素案が本当に正しいのかどうか、そういった議論が進みませんし、このような状態で、例えば委員間討論を行ったとしても、建設的な議論にはならないというふうに考えています。この素案の考え方を一方的に説明して、その説明のみで協議会で答えを出してくれと言われても、これは議論を深めていくことはできないと考えています。そういった意味から、本日も、どこまでも市民目線、基礎自治充実の観点から質疑をさせていただきたいと思います。

　今日先ほども言いましたけれども、この資料が出てきましたけれども、大阪市の大都市・税財でもかなり深掘りの議論もされてきているとか、事務局質疑は大分熟しているというような発言もありましたけれども、先ほども指摘しましたように、副首都推進局はこれら我が会派の指摘に対して真摯に答えずに、大都市・税財での深掘りの議論がなされているということには到底言えない状況であると認識をしています。法定協議会での議論も踏まえながら、協定書について大都市・税財での議論もしているという趣旨を踏まえれば、この大都市・税財での議論の中身については、極めて軽視されていると言わなければならないと思います。

　本日、これまで協議会において示された提案等についてという資料が出されておりますけれども、これはあくまでも法定協議会での議論の一部を整理したに過ぎず、特別区素案に係る問題点が全て網羅されているということではありません。まだまだ本協議会において議論するべきことはあるということをまず冒頭に申し上げておきます。

　それでまず、職員体制についてお伺いをいたしますが、職員体制の主要な論点は、この中核市をモデルに算出した職員数でもって、いわゆる特別区素案で約束する現在の大阪市の住民サービスを本当に維持できるのかどうかと、こういう点であります。我が会派はこの間、特別区素案に示された部門別職員数で現在の大阪市の住民サービスが維持できるのかどうか、検証を求める質疑を行ってまいりましたけれども、局のほうは先ほども示された資料にもあるように、特別区素案の職員総数で現在のサービスを提供できる体制は確保できるという認識の答弁を繰り返すばかりで、議論は深まっていません。

　特別区が設置されることが決まってから、素案の職員総数では足りないということになったら、これは誰が責任をとるのかということになるわけです。職員総数が増えれば、人件費コスト、庁舎コスト、あらゆるコストに影響します。上振れすることが当然考えられます。そういった場合、市民サービスはどうなるのか、これは大変不安であります。コストのために市民サービスが切り下げられるということになりかねません。そのため、この８月の当協議会を初め、市会の大都市・税財においても、イメージではなくて、例えば平成28年に大阪市が４つの特別区になるという仮定のもとで、それぞれの業務に係る職員数を積み上げた上で、特別区の部門別職員数を示すようにと、これは何遍も、繰り返し、繰り返し求めてきました。本日の資料に記載がありますように、第14回法定協議会で示された組織体制は、この趣旨に応じた資料とはなっておりません。

　そこで、お伺いしますけれども、８月の当協議会から既に２カ月半近く遅延しておりますけれども、我が会派が求めている資料は出すおつもりなのか、それとも出さないのか、その点について答弁してほしいと思います。

（今井会長）

　世古口課長。

（事務局：世古口組織体制担当課長）

　職員数の積み上げにつきましては、本日の資料に記載しておりますとおり、設置準備期間中に行うことが適切と考えており、委員お示しの資料につきましては、現時点で作成することは困難であると考えております。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　困難だということであります。普通に考えると、１つのものを４つに分けますから、スケールデメリットが生じるわけであります。特別区素案においては、本日の資料の中にも記載されているように、本市の特性を反映させた加算を行っているのはわずか３つ、すなわち生活保護制度と保健所、それから教育委員会事務局、この３つだけです。本当にこれらの限られた事務を本市の特性として中核市モデルに加算するだけで大阪市の住民サービスが維持されるのかどうか、極めて疑問です。

　大阪市は、人口10万人当たりで近隣中核市の４倍近い市営住宅を抱えています。幼児教育無償化、こども医療費助成、塾代助成など、大阪市独自の住民サービスを行っていますけれども、これらについては職員数の算定には考慮されていないということです。また、特別区素案では、住民の利便性を考えて近隣の中核市にはない、いわゆる地域自治区事務所を設置して、これまで区役所で実施してきた窓口サービスを維持するというふうにしていますが、確かに近隣の中核市でも支所などを設置して窓口サービスを実施していますが、素案で示されている地域自治区事務所の業務体制よりもはるかに少ないと思われます。きちんとこれは比較、検証しなければなりません。

　我が会派としては、職員総数が素案のままだと職員数が足りず、結果として住民サービスが低下すると、こういうことになるのではないかと非常に危惧しています。協議会でのこの議論を深めるためには、イメージではなくて、４つの特別区それぞれについてきちんと業務ごとに積み上げた職員数の資料が必要であるということで考えておりますので、これは必ず出していただきたい。算出をして出していただきたいと要望しておきます。資料が出てこない状況では、なかなかこれは進みません。特別区素案ありきではないということであります。提出された資料をもとに、さまざまな観点から慎重な議論を行っていく必要があると思います。

　次に、財政調整制度についてお聞きいたします。

　まず、指定都市、大阪市を廃止することによって、制度的に大阪府に移管される財源の総額、その内訳についてお伺いします。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　平成28年度決算をベースに、一定の試算を行った結果としまして、地方財政制度上の財源移転をする額を609億円ということで素案にはお示しをしております。このうち、お尋ねのように制度的に自動的に大阪府に移転するものは607億円となってございまして、その内訳は、地方譲与税や宝くじ等の移転として265億円、地方交付税の一部の移転で342億円ということにしております。

　以上でございます。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　先日、テレビ番組でこの特別区の設置は４つの市をつくるようなものだというふうに言っていたコメンテーターがおりました。同じように、これは誤解されている市民もたくさんおられるのではないかというふうに思います。

　考えてみますと、確かに特別区と大阪市を４つの市に分ける、いわゆる分市については３つの点で共通しています。１つは大阪市を廃止して分割をする、２つ目は大阪市が政令指定都市としている広域機能が大阪府に一元される、３点目は公選の首長を選ぶと。

　しかしながら、特別区素案と大阪市を４つの市に分けるいわゆる分市との場合では、財源などの点で決定的な違いがあるわけであります。

　事務については、分市の場合、現在法律上、政令指定都市である大阪市が行うこととなっている事務は、基本的には政令市がなくなりますので、都道府県である大阪府が法律に基づいて新たに行うことになると、これは特別区の場合と同じです。

　財源については、特別区素案においては、この大阪市から移管して、新たに都道府県である大阪府が法律上、行うことになる事務にも財政調整財源、すなわち270万人の大阪市民だけが負担する財源で実施する制度設計になっています。

　しかしながら、分市の場合は財政調整財源ではなくて、全て府税で負担することになるのではないかというふうに思いますけれども、どのようにお考えですか。いわゆるこの特別区民も含めた約880万人が負担するということになると思いますけれども、この点についてお聞きします。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　仮にでございます。お尋ねのような分市が現行法のもとで行われるということを仮定いたしました場合には、財政調整制度の適用はないということになりますため、府税や地方財政制度によって府に移転する財源で対応することとなります。なお……

（土岐委員）

　はい、わかりました。それで結構です。

（今井会長）

　土岐委員、もういいんですか。

（土岐委員）

　それで結構です。ちゃんとお答えいただきました。

（今井会長）

　わかりました。

　続いて、土岐委員。

（土岐委員）

　分市の場合は、全て府税で行うということであります。特別区長も分市の場合の市長も、公選で選ばれて、それぞれ基礎自治体の長として住民ニーズに沿った行政サービスを展開するということになります。きめ細やかな住民サービスは相応の財源が担保されて初めて実現できると考えています。

　分市の場合は、新たに大阪府が行うこととなる事務には府税が充てられる。また、財政調整制度という概念がありませんので、いわゆる調整３税、法人市民税、固定資産税、特別土地保有税は府に移管されることなく、他の府下市町村と同様、それぞれ分市した市の固有の財産として全額基礎自治行政に充てることができます。

　一方、特別区の場合は、いわゆる調整３税は府に移管されて、調整財源に組み入れられることになります。そして、特別区素案においては、この間、繰り返し指摘しているとおり、この財政調整財源を新たに都道府県である大阪府が法律上行うことになる事務にも使うという制度設計になっているため、基礎自治行政に充てることができる財源は少なくなります。

　特別区の設置目的として、広域機能の一元化と基礎自治機能の充実の２つの柱に掲げておりますが、今の特別区素案では、広域機能は一元化されるかもしれませんが、先ほど指摘しましたように、特別区長に相応の財源が措置されているとは言えず、本当に基礎自治が充実するとは言えないのではないかと。したがって、この現在の特別区素案の財政調整制度は明らかにおかしいと言わなければなりません。

　そこで、お聞きします。

　まず、財政調整制度の制度設計に当たり、法律上、特別区素案に記載されているように、基礎自治を軽視する制度になっていると、これを確認したいと思います。特別区設置法上、特別区素案や本日の資料に書いているように、新たに都道府県である大阪府は、法律上行うこととなる事務にも大都市地域における市町村事務ということにして、必ず財政調整財源を充てなければならないのかどうか。それとも市民目線、基礎自治充実の観点から、特別区素案の財政調整制度の考え方を変更して、いわゆる分市を行ったときと同様に、法律上の都道府県である大阪府が行うこととなる事務や大阪全体のための事務には財政調整財源ではなくて府税を充てる、本来市町村の事務を行うための財源である財政調整財源は、消防や下水道などを除いて特別区に配分し、特別区長が基礎自治行政を展開するための財源として確保する。このような制度設計を行うことは現在の特別区設置法上できるのか、できないのか、お聞きいたします。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　特別区設置後の財政調整に関しましては、特別区財政調整交付金の目的としまして、地方自治法282条の１項におきまして、特別区及び特別区相互間の財源の均衡を図るということが目的として規定されてございます。このことから、特別区素案では、大阪市が現在実施をしております住民サービスを特別区と大阪府の双方が適切に実施できるよう、事務分担に応じて必要な財源を配分すると、こういう制度設計をお示しをしてございます。

　特別区設置法の関係でございますけれども、こちらの法律は手続法でございまして、特別区と都道府県の事務分担、あるいはその税源の配分、財政調整などの内容につきましては、特別区設置法の中には具体的な定めはございませんで、特別区設置協議会で作成をいたします特別区設置協定書に委ねられているところでございます。

　以上でございます。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　特別区設置法上は我が会派が主張するような財政調整制度とすることには特段の制約はないということであります。地方制度調査会の答弁でもありますように、現在指定都市が処理している任意事務についても、都道府県と特別区の間の事務分担に応じた財源上の配慮が必要というふうにされていますけれども、あくまでもこれは任意事務だけであります。大阪市を廃止した後、いわゆる任意事務ではない法律上の事務、法令事務、新たに都道府県である大阪府が行うものついては配慮すべきとは、そこまでは言っていないわけですね。我々が主張しているように、財政調整制度に変更するということは、地方自治法にこれは違反するのか、しないのか、簡単に答えてください。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　するのか、しないのかということでございますけれども、同様の制度設計を前回の協議のときにもお示しを、国とも協議させていただきまして、特段意見なしという回答であったということで承知しております。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　特段問題はないということであります。

　大阪市を廃止して、制度的に約600億円の財源が大阪府に移管されることになります。特別区素案によると、広域の一元化によって成長の果実が生まれる。基礎自治機能の充実を制度目的の一つとして掲げていると。このような理念を実現するには、財政調整制度も事務配分に応じた単なる財源のつけかえではなくて、次のような制度設計をめざすべきではないかと思います。

　まず、大阪府は、制度的に移転する約600億円と素案でうたう大阪府で発生する成長の果実を使い、法律上、都道府県である大阪府が行うことになっている事務や大阪全体の事務を行う。財政調整財源は、本来は大阪市民の税金で市町村の事務に限って充てられる財源でありますので、財政調整財源を充てるのは大阪府が行う事務のうち消防や下水道といった、法律上、基礎自治体の事務とされているものに限定をして、残りは特別区長が展開する基礎自治行政に充てる。財政調整制度について、今申し上げたような制度設計を行ったとしても、特別区の設置目的の一つである広域の一元化の実現は可能であります。

　特別区素案において、広域の一元化と基礎自治機能の充実の２つをめざしているということであるならば、なぜ単なる財源のつけかえであるこの財政調整制度としたのか、これは明らかに矛盾していると言わなければなりませんが、見解を求めます。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答えいたします。

　特別区制度は、広域と基礎の役割分担を徹底することで大阪を成長させ、住民サービスの向上をめざすことを目的としておりまして、そのための制度設計を行っているところでございます。特別区設置の前後で特別区と大阪府がともに現行の住民サービスを切れ目なく提供し、それぞれの役目を果たしていくことが求められております。そのため、事務分担に応じた財源配分を行い、特別区、大阪府、それぞれのマネジメントのもとに事務を最適化することとしているものでございまして、単なる財源のつけかえとは考えてございません。

　以上でございます。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　いろいろ言われましたけれども、これは単なる財源のつけかえ以外の何物でもないと言わざるを得ません。

　会長、資料の配付の許可をお願いいたします。

（今井会長）

　どうぞ、配付してください。

（土岐委員）

　今お配りしております資料は、東京都の特別区長会のホームページから抜粋したものであります。大都市事務検討会の検討結果でありますとか、さまざまな中身について出ています。事細かくは説明しませんが、東京では非常に真摯な議論が重ねられているというのが、これを見られてもよくおわかりになるのではないかと思います。

　なぜここにこだわるのかというと、単なる財源のつけかえの特別区素案の財政調整制度では、現行の住民サービスを維持していくということは到底できないのではないかというふうに考えているからであります。住民サービスに関して特別区素案では、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するように努めるというふうに記載されていますが、特別区に設置された財源は、まずは住民サービスとは直接関係のない特別区設置のための膨大なコストに使われるということになります。その残りで住民サービスを本当に充実していくことはできるのかどうかということであります。

　それぞれの特別区に十分な財源が措置されないと、特別区長は３つの選択肢しか残されていません。一つはこの設置コスト相当分の住民サービスを切り捨てる、もう一つは設置コスト相当分の増税、あるいは手数料の値上げ、使用料の値上げということであります。３つ目には、設置コスト相当分の財政調整基金の取り崩し、いわゆる貯金の取り崩しということになります。

　特別区素案の制度設計では、都道府県の事務を財政調整財源で行う絵姿となっております。都道府県の事務を財政調整財源で行うとなると、その分、基礎自治体の事務に回す財源が少なくなります。市民サービスが低下していくということは明らかではないかと言えます。

　このような観点から、これまで本協議会や市会の大都市・税財の場において、例えば公園、あるいは特別支援学校、高等学校、精神保健福祉センター、事務処理特例条例などの例にとって、特別区素案の財政調整制度は大阪市民に二重負担を求める制度設計になっており、問題であるということをこれまで繰り返し指摘をしてきたところでありますけれども、しかしながら、この間、我が会派の質疑に対して、事務局は特別区素案の考え方のみを説明すると、今と負担が変わらないと、協議会で議論してほしいと、こういった答弁に終始しているわけであります。

　特別区を設置する場合、今と決定的に違うのは、現在示されているだけでも約1,500億円を超える特別区の設置コストは大阪市民だけが負担するというこういうことであります。今よりも市民の負担は確実に重たくなると、特別区素案ありきではないというふうに思うわけであります。この特別区素案の中身、これちょっと今日は資料を持ってきていませんけれども、お手元の机上に載っておりますが、財政の３の中において、財政調整制度の制度検討の方向性として透明性が高く、特別区重視の制度運用をめざすと、こういうふうに書いてあります。

　我が会派は、市民目線、そして基礎自治充実の観点から、建設的に議論するために、８月６日の大阪市の大都市・税財政制度特別委員会や８月24日の当協議会などにおいて財政調整制度についても、先ほどお配りした東京都の資料のような、そういった資料の提出を繰り返し求めてきているわけであります。８月６日の、これは大阪市の大都市・税財でありますけれども、それから見ても３カ月余り経過しています。事務局の考え方はこの間、何度も聞いてきましたし、本日の資料を見ても同じですから、変わりませんのであれですけれども、そういった我がほうが指摘している資料については、今後提出をしていただけるのかどうか、出すのか、出さないのか、これは答弁をお願いしたいと思います。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答えします。

　財政調整制度における財源配分の考え方につきましては、これまでもお答えを申し上げてきたところでございます。本日の資料にもお示しをしておるところでございますが、お尋ねの点につきましては、個々の事務についての仕分けの考え方や法令上の事務権限などを記載いたしました事務分担案の資料など、これまでに必要な資料をお示しをしているというふうに考えてございます。

　以上です。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　必要な資料にはなっていないと。山登りをするときも、いきなり頂上にたどり着くということはできません。１合目に登って、そして２合目に行くというように、順番に山道を登っていくように、議論にも順序があると思います。いわゆる職員体制である人、それから財政調整であるお金、これは自治体運営の根幹です。職員体制、財政調整のこの議論の後、後ほど我が会派の山田委員からも指摘をしますけれども、たくさん議論すべきことはまだまだあります。まずは自治体運営の根幹である、これまで申し上げてきた人とお金について指摘している資料は提出をしていただきたい。これが出てこなければ、これはなかなか議論は進まない。議論をしようとして、さまざま指摘して言っているわけですから、きちっとやはり責任を持って出してほしいと思います。そういった資料を出されて、真摯な議論を今後も行っていく必要があるというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今、土岐委員からのご質問につきましては、これは副首都推進局というこの一つの部署だけでは非常に厳しいので、役所全般をマネジメントするトップである僕と吉村市長から少しお答えをさせていただきます。

　土岐委員から言われたこの東京都が平成17年ですよ、これは。17年６月10日に出されたこの資料、この資料は項目はそれは大阪府と東京都は違うと思います。項目については違うところもあると思いますけれども、このような形の資料を取りまとめれば、議論のテーブルにのせようじゃないかと、こういうことなんですね。ここちょっと一つだけ確認させてください。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　そういった指摘した資料を出してもらった上で、そういう財政調整制度がどうなるのかと、それからもう一つは人ですね、職員体制です。だから、この特別区素案で算定されているのは、その生活保護制度と教育委員会事務局と保健所とこの３つだけですよ。中核市のこの３つだけの業務をとって計算して反映されているわけです。これで本当に大阪市の特色ある住民サービスというのは、もっとやっています、巨大な大阪、大都市ですから。そういったところに職員数を反映するには、この部分だけできちっと判断できるのかというのが大変疑問だと言っているわけです。だから、その職員体制をきちっと積み上げたやつを出していただいたら、どうなるのかというのがよくわかりますから、今後の議論がどんどん進んでいくと。もう一つは財政調整制度です。そのことについてもきちっと今まで我が会派が言っている部分は出してほしいと。これはぜひ、知事はおっしゃっていますけれども、会長のほうから事務局へ指示していただきたいわけです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　これは会長、事務局が、副首都推進本部の事務局だけでは、これだけの資料を全てちょっとまとめられないと思いますので、これはやっぱり役所総がかりでまとめなければならないと、こう思います。これにはやっぱり役所のトップである知事と市長からの号令が不可欠になりますから、今、僕、ここでちょっと発言をさせていただいているわけですけれども、この粗い、これは東京都の部分ですけれども、非常に粗い資料になりますけれども、こういう詳細に、一つ一つの事業詳細に分けた上で、どこがどの程度の財源負担をするのかという資料を出せと、こういうことで今、土岐委員、委員長、言われているわけですね。

（土岐委員）

　そうですね。

（松井委員）

　わかりました。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　大阪市を廃止するというね、それで今までやったことない特別区の設置ということも議論になっているわけですから、本当にそういった制度設計がきちっとできるのかどうかですよ。財源も確保できるのかどうか。一番大事なものは、住民サービスが低下するのではないかと、これが一番やっぱり我々としては心配するわけです。この問題がたくさんある。ですから、議論が尽くしているというようなことは全くありません。

（今井会長）

　これをまとめて。

（松井委員）

　まとめて。わかりました。今、我々が参考にできる自治体というのは、これは特別区があるのは東京都のみであります、東京都のみ。特別区が事業を実施しているのも、これは繰り返しですが東京都のみで、東京都の特別区が実施しているさまざまな住民サービスを基本にして、大阪市が基礎自治体として実施しているその事務を東京都の特別区の事務に上乗せしていく、その形が実際できるのかどうか、これをちょっと粗い資料になりますけれども、これは大阪府と大阪市で、これ役所として、知事として、市長として、委員にお示しをさせていただきますので、だからそれをもとに、一つの事務方である副首都推進本部にだけ質問されても答えられませんから、次回はそういう形で、僕や吉村市長がそれに答えるという形で対応させていただきたいと思いますので、それはよろしいですか。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　知事は私に示すとおっしゃいますが、そうではないわけです。それは市長、ここは法定協議会できちっと議論するために副首都推進局がそれは責任を持って、法定協議会に資料を出すべきだというふうに言っているわけです。

（松井委員）

　いや、だからこの資料の内容が副首都推進局だけでは非常に過度な……

（土岐委員）

　それは後で考えてください。

（今井会長）

　ちょっと土岐委員、これは……

（松井委員）

　それはじゃ、我々役所側でこれを出すということで委員と協議をさせていただくということでよろしいね。

（土岐委員）

　いや、それは会長が指示される。

（今井会長）

　わかりました。今の松井委員からもありましたので、法定協会長として出していくということでまとめたいと思います。

（土岐委員）

　じゃ、今申し上げた分については、きちっと資料を提出いただけると、こういうことの理解でよろしいですね。

（今井会長）

　そうです。

（松井委員）

　役所として対応します。いや、これは僕は今、知事として答えているんです、委員ではなくて。

（土岐委員）

　別に知事に答えてくれと私は言うてないですよ。会長に言うているんです。法定協議会は会長でしょう。

（今井会長）

　そういう方向で預かりとさせていただきます。次、いいですか。

　山田委員。

（山田委員）

　ちょっと時間が押してしまったので、すみません。私からは具体的な事例として、今日介護保険事業と市民への優遇措置の継続を伺う予定なんですけれども、時間もございませんので、介護保険はちょっと割愛させていただいて、市民への優遇措置について伺いたいと思います。

　現在、大阪市ではさまざまな施設において、市民の方への優遇措置が図られていますけれども、特別区の設置に伴って、大阪府に移管する事務について、こういった優遇措置が本当に継続されるのか、非常に心配しております。特別区素案で、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、内容や水準を維持するよう努めると約束している以上、こういった優遇措置も継続されると考えるのが当然というふうに思うんですけれども、大阪府の事務となった場合に、大阪府民のうち大阪市民、特別区民だけを優遇するような措置をとることができるのか、疑問に思っています。あるいは、府下全体に同じような優遇措置を広めればいいんですけれども、じゃ、逆にそのような財源対応は可能かどうかもわかりません。

　そこで、今日は天王寺動物園を例にとって質疑を行わせていただきます。今、天王寺動物園の入場料は通常大人が500円、小中学生200円でありますけれども、大阪市内在住・在学の小中学生と大阪市内在住の65歳以上の方の入園料は、今、大阪市公園条例によって無料となっています。大阪市を廃止して特別区が設置される場合、天王寺動物園は大阪府が所管することになります。こういった優遇措置は何で決められることになるのか、お伺いします。

（今井会長）

　中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　特別区設置後におきましては、天王寺動物園の管理運営は大阪府の事務となることから、入園料に関しましては、大阪府において判断されます。天王寺動物園は大阪府の条例に基づき管理運営されることとなるため、入園料の減額免除の対象につきましては、同条例や施行規則に基づき、大阪府知事が決定することとなります。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　東京にある都立上野動物園、これも住民に対する優遇措置が設けられていますけれども、これは都内在住・在学の中学生の入園料を無料とし、特別区民と特別区民以外の東京都民を基本的には平等に取り扱っています。この天王寺動物園はいわゆる公の施設で、地方自治法では、普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならないと規定されています。普通地方公共団体である大阪府が住民である大阪府民のうち特別区民だけを優遇することは地方自治法で規定する不当な差別的取扱いに該当するんじゃないかと思いますが、こういった検討はなされているのか、局の見解をお聞かせいただきたいと思います。

（今井会長）

　中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　入園料の設定や減額免除の取扱いにつきましては、今後大阪府において判断、決定されるものであり、その際には特別区素案において示されました大阪市の住民サービスの内容や水準の維持に努めるという事務の承継の方針を考慮した上で、地方自治法の趣旨を踏まえて判断されるものと考えております。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　この特別区素案協定書に記載したら、大阪府は地方自治法に違反するような条例を制定できるんでしょうかね。これ地方自治法第14条では、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第２条第２項の事務に関し、条例を制定することができると規定されています。特別区素案にどう書こうが、地方自治法上、法律に違反する条例は制定できないんです。今の答弁では、地方自治法の趣旨を踏まえて大阪府が判断するということで、全然明確な答弁になっていないんですけれども、これは重要な問題であります。

　普通に考えると、公の施設の利用に当たって不当な差別的扱いが禁止されているということを踏まえれば、大阪府は例えば小中学生の入園料無料については、府域全小中学生にも対象を広げる必要があるのではないかと思います。

　そもそも天王寺動物園の入園料については、大阪府内の小中学生は無料だったんですけれども、大阪市が市民税で周辺市町村の子どもの分まで面倒を見る必要はないと、前橋下市長の考えのもと、平成25年４月１日から市外の小中学生を有料とした経緯があります。

　天王寺動物園の維持管理費用は素案の制度設計では財政調整財源、いわゆる特別区民だけが負担する財源で賄われることになっておりまして、特別区になっても、現在と同様、特別区民、大阪市民だけが負担することになります。にもかかわらず、特別区民だけを優遇することが不当な差別的扱いに該当して、今まで受けていた優遇が廃止されるということは絶対にあってはならないと思います。財源は負担するが受益はなくなる、これはもってのほかであります。

　特別区素案で大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、地域の状況や住民ニーズを踏まえながら、内容や水準を維持するよう努めると約束している以上、天王寺動物園が府の所管となった場合に、大阪市民だけの優遇措置を行うことが地方自治法の不当な差別的取扱いに該当しないのかどうか、これ国に確認しておくべきではないでしょうか。あるいは、大阪府の正式な見解を求めておくべきじゃないかと思います。国や大阪府に確認したのか、していない場合、何で確認していないのか、お答えください。

（今井会長）

　中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　委員ご指摘の点につきましては、大阪府へ移管する事務の具体的な実施方法に関することであるため、今後、特別区設置制度の導入が正式に決定された後、制度移行時までに大阪府において具体的な内容を検討して判断されるものと考えており、本件に関しまして、国や府に対する個別の確認は行っておりません。

（今井会長）

　山田委員。

（山田委員）

　具体的な実施方法が問題ではないんです。法律的に違反するのか、しないのかという問題であります。

　国に確認していない、あるいは大阪府の正式な見解を求めていないということでございますけれども、これは特別区設置後に特別区民のみを対象とした優遇措置を継続することが地方自治法で禁止する不当な差別的取扱いに当たり、現在の優遇措置を維持できないということがあってはなりません。もし、そのようなことになれば、市民へのだましであります。特別区民だけでなく、優遇措置を大阪府下全域に広げれば問題ないんですけれども、大阪府に当然新たな財政負担が生じることになります。金額は大きくないかもしれませんけれども、財政シミュレーションや府の財政にも少なからず影響が出るのではないでしょうか。制度設計にも影響があるかもしれません。きちんと整理しておくべきであります。そのためには早急に国へ確認するか、府の正式見解を求めるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

（今井会長）

　中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　特別区素案におきましては、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、特別区及び大阪府は事務を適正に引き継ぐこととしており、現在の特色ある住民サービスにつきましては、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努めることを方針としております。

　この事務の承継の方針が協定書に記載された場合には、府市両議会の議決及び住民投票を経て、この方針も確定されることになります。個別の事務の具体的な実施方法につきましては、特別区制度の導入が正式に決定された後に、当該事務を担う自治体において、この事務承継の方針を踏まえ、判断されるものと考えております。

　以上でございます。

（今井会長）

　山田委員に申し上げます。申し合わせの時間を超過いたしておりますので、協議会の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

（山田委員）

　すみません、会長、先ほど知事とのやりとりがあって……

（今井会長）

　だから、30秒ぐらいです。

（山田委員）

　あと30秒ですか。30秒、それはちょっと、もうちょっと時間があったと思うけれども。

　ちょっと最後確認します。

　何でこれ確認しようとしないんですかね。これ先ほども指摘しましたけれども、特別区素案や協定書にどう書こうが、地方自治法上、法律に違反する条例は定めることはできません。これは速やかに確認すべきであります。

　これまでも指摘し続けてきましたけれども、特別区素案の財政調整制度は、大阪市から移管し、法律上、都道府県である大阪府が行うこととなっている事務や大阪全体の事務にまで、本日の資料にも記載してあるように、いわゆる大都市地域における市町村事務として整理して、市町村財源であるこの財政調整財源を充てる設計となっています。本来、法律上、都道府県である大阪府が行う事務や大阪全体の事務は府民全体で負担すべきであるのに、大阪市民だけが負担することになっている。特別区の設置に当たっての膨大なコスト負担についても同様に、大阪市民だけが負担することとなっています。

　このように、特別区民が何でもかんでも負担されながら、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、その内容や水準を維持するよう努めると言われても、本当にこれ疑問であります。こういう疑問があって、こういう意味にあっても、本日質疑で確認したこの天王寺公園の優遇措置一つとっても、国にも府にも確認していないので、保証は何もないです、維持される保証は。

　優遇措置は特別区設置後に府の条例で定められるということでありますけれども、府議会の議会構成を考えると、特別区民だけ優遇しようかみたいなそんな条例が制定される保証もありません。住民サービスの内容や水準を維持するように努めると素案に記載したことをもって、バージョンアップと説明されてこられたと思いますけれども、形だけと言わざるを得ません。

　現在、大阪市が行っている特色ある住民サービスは維持するように努めると素案で記載するが、特別区設置後も確実に維持できるのか、維持に努めるが絶対とは保証できないのかによって全く異なってきます。市民をミスリードしないためにも、市民サービスがどうなるかについて、努めると曖昧に記載するのではなくて、維持できるかわからないものはわからないと明確に示すべきでございます。

　あと一言だけ申し上げさせていただきます。

　そういった意味では、先ほど土岐委員が指摘しましたけれども、まだまだ議論する論点はたくさんございます。これまでもさまざま指摘させていただきました。やはり今の特別区素案を前提とした財政シミュレーションだけで将来の特別区の財政に問題ということにはならないということで、お金の問題、また人の問題、これもしっかりやることによって、財政シミュレーションはまた厳しくなってくるんじゃないかと思います。

　先ほどのやりとりで、またそういった資料が出てくることを期待しますけれども、このように特別区素案は課題山積でございますし、市民目線、基礎自治充実の観点から真摯に建設的な議論を行おうと思っても、結局事務局が不誠実な対応だったから議論が進んでいないということを申し上げまして、今後議論を進めるには、そういった資料をしっかり出していただきたいということを申し上げまして、私からの質疑を終わらせていただきます。

（今井会長）

　ありがとうございます。

　次に、共産、山中委員、お願いいたします。

　山中委員。

（山中委員）

　毎回申し上げますが、この間、法定協議会等での議論を重ねてきて、広域の一元化と広域インフラの整備とは関係がない上に、特別区も一般市に満たない半人前の自治体に過ぎないということがいよいよはっきりしてきたと思います。そういう意味では、都構想は既に破綻していると言っていいのではないでしょうか。この際、防災対策等に全力で取り組むためにも、きっぱりと終止符を打って、広域行政としての大阪府、政令指定都市としての大阪市、それぞれの役割にふさわしい仕事をしっかりと行うことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　府市でどのような分野の施策に重点を置くかということについて、当局としてはお答えすることができませんけれども、大都市大阪が抱える課題を解決するためには、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であると考えておりまして、広域機能の強化や基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都大阪にふさわしい大都市制度として現行法制度で実現可能な総合区と特別区について検討を進めているところでございます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　広域機能の強化、基礎自治機能の充実、副首都大阪にふさわしい大都市制度、いつもの決まり文句を並べて、あくまで固執するようですけれども、私はまさに広域を一元化しても言われるような広域機能の強化にはつながらないし、特別区をつくっても、言われるような基礎自治機能の充実にはならないということがはっきりしたのではないかと申し上げているわけです。それに何より、市民はとっくにそっぽを向いていると思います。まだそんなことをやっているんですかと、そういう調子だというふうに思います。これは申し上げておきたいと思います。

　それでは、そもそも論になりますけれども、幾つかお聞きいたします。

　司令塔機能を一本化すれば、大阪の成長、発展等について迅速、強力かつ効果的に進めることができると言われていますが、具体的には、大阪市から移管するどの事業がそうなるんでしょうか。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　大阪府は、特別区を包括する新たな広域自治体といたしまして、大阪全体の成長、都市の発展及び安全安心にかかわる事務などを実施することとしてございます。具体的には、成長戦略、グランドデザイン関係、うめきた２期、広域的な交通基盤、これは鉄道ネットワークとか高速道路ネットワークとか、こういったものの整備検討、それから成長、集客につながる観光、文化、スポーツ振興、そして港湾、病院、大学、高校などの事務を大阪府へ移管することとしてございます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　移管する事業が何なのかというのは承知しています。私がお聞きしているのは、具体的に司令塔を一本化すれば、大阪の成長等について、迅速、強力、効果的に進めることができるのはどの事業かということなんです。もう一度お聞きしても同じでしょうから、お聞きしませんけれども。

　幾つか例示はされました。成長戦略も例示されましたけれども、この成長戦略は従来から府も市も大体、国のものに沿っていますので、余り変わらないと思います。うめきた２期だって既に進んでいるし、広域インフラ整備が司令塔の一本化とは関係ないことは何回も申し上げてきたところです。

　それで、成長にかかわるものとして例示もされましたが、例えば市の港湾事業が府に移管されると、府の港湾との間で司令塔は確かに一本化されます。しかしながら、大阪港は取扱貨物の全く異なる府の堺泉北港とではなくて、それこそ同じ方向を向いているというのかどうかわかりませんけれども、神戸港との連携のもとで、いいか悪いかは別として、既に阪神港として国際コンテナ戦略港湾づくりが進められています。ですから、府と一本化しても余り意味がありません。府市で作成した大阪の成長戦略にも、まさに大阪・神戸両港の合計で外貿コンテナ貨物の2020年目標として590万TEUにすると、こういうことが掲げられています。ちなみに2017年で427万TEUですけれども、これ府市の一本化でこの外貿コンテナ貨物が増えたりするんでしょうか。

（今井会長）

　橋本課長。

（事務局：橋本事業再編担当課長）

　大阪府と大阪市の港湾管理の一元化につきましては、大阪港の強みである国際コンテナ航路と堺泉北港の内航航路の組み合わせを一貫したシステムとして利用者に提案することが可能となるなど、相乗効果により、双方の港の利用促進が期待できるところでございます。

　大阪港では、神戸港とともに連携し、国際コンテナ戦略港湾として集貨、創貨、国際競争力強化に取り組んでいるところでございますが、神戸港、尼崎西宮芦屋港などを含めました大阪湾諸港全体で見た場合、国際競争力の強化や利用者ニーズに合った、より使いやすい港への改革が課題となっており、そのためには広域的な視点で大阪湾全体を見据えて取り組むことが必要でございます。府市の港湾管理の一元化は、最終目標である大阪湾諸港の港湾管理一元化の第一ステップとして位置づけているところでございます。なお、特別区制度の場合には、こうした府市の港湾管理の一元化が制度的に実現することとなるものでございます。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　管理を一元化しても、貨物が増えたりするわけではないですね。ただ、府市が一本化されれば、入港料が１回で済むので、理論的には荷主側にメリットが生ずるのかなと思いますけれども、しかしそれも外貿コンテナ貨物船が堺泉北港に入って、その後、大阪港に入るなんていうようなことは皆無ですから、結局特に変わりはないということです。

　それで、もう一つは、今申し上げるまでもなく、外国人観光客の伸びが著しいわけですけれども、来阪外国人観光客数は2015年716万人が、2017年には1,110万人ですね。府と市の観光の部署の皆さんもいろいろ努力されていると思いますけれども、この府と市の観光事業の担当部署を統合して何か迅速、強力、効果的に進められることがあるんでしょうか。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　観光施策ということだと思います。それについてお答えいたします。

　これまでもこの観光施策につきましては、府市が連携して取り組むことによって来阪外国人旅行者数が大幅に増加するなど、大きな成果を上げてございます。特別区設置後は大阪全体の成長、発展に資するものとして、例えば観光プロモーション活動の推進や御堂筋活性化事業などは府へ一元化して実施することとしてございます。このような事務を広域に一元化することで、大阪全体の統一的な戦略のもと、ソフト・ハード一体となった施策展開や広域的資源の最適化などが図られまして、これまで以上に迅速、強力、効果的な政策展開が可能になるというふうに考えてございます。

　あわせまして、先ほど申し上げましたような鉄道ネットワークや高速道路ネットワークといった広域交通整備や成長、集客につながる文化・スポーツ振興など、都市魅力の向上につながる施策を大阪府で一元的に実施することにより、大阪の成長、発展やインバウンドのさらなる増加にもつながるというふうに考えてございます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　いろいろおっしゃいました。私は今、府市の観光担当部署の皆さんがいろいろと努力されているということは多とします。あるいは観光局もあると思います。観光局もありますから、この府市の観光担当部署が一緒になったからどうだというんでしょうかというふうに思うわけです。

　じゃ、お聞きしますけれども、大阪の外国人観光客のこの増加の最大の要因は何かということですが、この間、観光に携わる方といろいろ意見交換してみましたけれども、やっぱり中国を初め、アジア諸国の経済発展がベースにあって、その活力を取り込もうという国を挙げての取組みのもと、ビザ発給の緩和だとか、ＬＣＣの関空就航増便等、これが大きいというふうにみんなおっしゃっていますが、局長、この辺いかがですか。

（今井会長）

　手向局長。

（事務局：手向副首都推進局長）

　インバウンドの増加については、委員ご指摘のように、必ずしも広域行政の一元化とか、そういった要素だけじゃなしに国の取組み、あるいはＬＣＣ増加、あるいはアジア諸国の中間所得層の増加など、いろいろな外部要因が寄与している面もあるとは思っております。府市でつくる大阪の成長戦略においても同様の分析を行っており、そういう面では、府市認識をあわせて今、統一した戦略のもとで観光や都市魅力の施策展開が取り組まれているところでございます。

　ただ、そうしたことはあくまでもさまざまな要因の中の一つということで、こういった機会、強みをどう捉え、どう生かすかという施策の展開がやはり行政としては重要だというふうに認識しております。そういった認識のもとでは、やはり広域行政を一元化することによって、初めて大阪の成長戦略などに関する施策を効果的に進めていくことができるものだというふうに思っております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　一元化と関係ないと思います。既に大阪観光局もありますし、大阪観光局は国の交付金も出ていますし、府も市も分担金を出して、こういう面ではもう既に一緒にやっていると言ってもいいわけです。やっぱり行政の役割は、大阪に来てよかったと思っていただけるような、いわば環境整備にあると思います。大阪に来てよかったと思っていただけたら、また行こうというふうに思ってくださるでしょうし、人にも勧めてくれるということになります。ですから、環境整備、わかりやすい案内表記だとか、バリアフリー化だとか、おもてなしの空気の醸成など、こういうものにそれぞれが努めることであって、観光事業を統合する必要など全くないというふうに思います。ともかく広域の一元化というふうにおっしゃっても、消防とか水道など、いわばもう純然たる市の業務を含めて428の事務事業を単に府に移管するだけで、何ら権限が大きくなるわけでも、個々の事業の予算が増えるわけでもないわけです。その上、効率化の名のもとに、府のほうは120人の職員を減らすわけです。弱体化こそすれ、強力な体制になどなりっこないのではないでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　広域の一元化にかかわってのお尋ねでございます。特別区素案では、大阪府に広域機能を一元化し、副首都大阪の都市機能の向上を強力に進め、大阪の成長を実現すること、また基礎自治機能を充実し、成長の果実をもとにした豊かな住民生活を実現することをめざした制度設計としております。

　特別区設置による広域機能の一元化の意義、効果といたしまして、司令塔機能を一本化、二重行政を制度的に解消し、大阪府は広域的な視点のもと、大阪の成長、発展、圏域の安全安心に関する取組みを迅速、強力かつ効果的に進めることができることになると考えております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　一から十まで同じ答弁の繰り返しです。いずれにしても、この広域の一元化、司令塔機能の一本化、これで大阪が成長するものではないということを申し上げたいと思います。

　資料配付をお願いいたします。

（今井会長）

　資料配付、よろしくお願いします。

（山中委員）

　今、こういうこともよく言われていますね。府と市が同じ方向を向いているので、経済に明るい兆しが見えてきていると、こういうことも盛んに言われていますけれども、市民の皆さんとお話をしていると、よくなっているという実感が全くないと異口同音におっしゃいます。アベノミクスの恩恵を受けたのは一部大企業と株などを持っておられる大資産家だけということも言われています。低金利政策で一部地方銀行で経営が厳しくなっている、そういうところが出てきていると言われていますし、メガバンクでも、経営が厳しいからというのではないでしょうけれども、市内のあちこちで支店が統廃合されています。

　それで、肝心の大阪ですけれども、資料をお配りしました。資料の１は、この８月31日に内閣府が発表した2015年の県民１人当たり所得です。それによると、ご覧いただきたいんですが、大阪は2014年の７位から９位に下がっています。さらに、全国平均の対前年伸び率が3.3％ですけれども、大阪は2.2％にとどまったということです。

　それと、もう一つ、②と裏にあると思うんですが、そちらでは、総務省の勤労者世帯の家計調査というのがあります。大阪市は、2016年の月額実収入で全国平均より４万6,000円低い。消費支出では４万2,000円低くなっています。こういうことが問題なんじゃないかと思います。ですから、府と市が同じ方向を向いているからとか、そのための制度的な保障が必要だとか、そういうレベルの問題ではなくて、国、地方を通じての政策の中身の問題だということではないでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　広域一元化にかかわって、政策の中身が重要ではないかというご質問でございます。特別区素案におきましては、現在、知事と市長の方針が一致することで連携を強化し、都市機能の充実に向けた取組みを推進しておりますけれども、都市インフラの整備など、持続的な発展を実現するためには、中長期にわたる継続的な連携が必要であるとしているところでございます。その間、必ずしも知事と市長の方針が常に一致するものではなく、特別区の設置により、制度的に二重行政を解消し、広域機能を一元化できる仕組みを整えた上で大阪の成長、発展などに関する施策、またそれに関する国との調整といったことを効果的に進めることができるというふうに考えております。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　知事と市長が同じ方向を向いていようが、あるいは別々になっては困るのでといって無理やり制度的に一本化しようが、結局は政策の中身に左右されるということです。現に大阪は、今申し上げたとおり、幾つかの指標において全国平均より劣っているわけです。私たちは政策の中身の転換が必要だというふうに思っていますし、その中身については再々申し上げてきたとおりです。

　いずれにしましても、経済問題は国の政策いかんということが大変大きいことは否定できないと思いますが、それで特別区については、素案でも職員を330人増やさなければならないとか、あるいは庁舎建設やシステム改修など、イニシャルコストやランニングコストがかさんで財政的に厳しい状況になるということは前回も議論しましたし、既に明白だと思います。資料の３ということで、これ前回も出しましたが、素案に基づくコスト増をお示しいたしましたが、これはそういうことでよろしいですね。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　特別区素案におきまして、システム改修経費や庁舎整備経費など、特別区の設置に伴い新たに発生するコストにつきましては、現時点で考えられるものを試算し、お示ししております。また、財政シミュレーションにおきまして、庁舎整備、システム改修などのほか、組織体制整備における人件費の増加分につきましてもコストに含めて収支を試算しており、財源活用可能額の活用により、特別区の財政運営が成り立つことをお示ししております。

　なお、コスト試算につきましては、一定の条件を設定して試算したものでありますことから、特別区設置の時期や今後の社会情勢、経済情勢の変動等により、実際のコストについては変動が生じる可能性があるものとして留意が必要な旨、素案にも記載しているところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　そういうご答弁ですけれども、この法定協議会では、素案に基づいてずっと議論をしてきました。私どもは、素案でさえ、これだけコストは増えるし、しかし本当に中核市並みにしようと思えば、素案以上にコストが膨らんで、それこそ住民サービスはカットせざるを得ませんよということを縷々申し上げてきたわけで、それ以上でも以下でもありません。それを何十年先かもわからない遠い将来、理論的には１人当たりの歳出は下がるであろうと言われても、これはお話にならないと思います。いずれにしても、大阪都構想、百害あって一利なし、最悪の制度です。このような議論は打ちどめにするよう申し上げて質問を終わります。

（今井会長）

　これで本日の質疑は終了いたしました。

　以上をもって本日の協議会は終了となりますが、この際、ご意見、ご質問ありますか。

　松井委員。

（松井委員）

　先ほど山田委員のいろいろご質問があって、動物園の話も、大阪府の見解は、これは一副首都局に聞いていただいても、それは答えられませんよ。だから、それは法定協議会という場所ですけど、それは答えを出したかったら僕に聞いてもらいたいんですよね。それは府の見解の方向性は私が判断する話ですから。

（土岐委員）

　いやいや、それは知事がちゃんと副首都局に指示しはったらよろしい。

（松井委員）

　いや、だからそれは府の見解として、副首都局に全て……。

（土岐委員）

　ここで知事に聞かんでも、副首都局に答えるように……。

（松井委員）

　でも、それはやっぱり僕が見解を述べるのが一番早いじゃないですか。違いますか。

（山田委員）

　国にも府にも確認してくれてないんですかといったら、してないからね。してないからそういうふうにおっしゃった。

（松井委員）

　それは、この法定協議会という議論の中で、これだけをとらまえて副首都局として返事ができないということですから、それはここに僕がいてるんですから聞いてくださいよ。

（土岐委員）

　今日は事務局質疑やから。

（松井委員）

　ですから、そこを言いたいんですよ。ほんなら、次、委員間協議でやらせていただいて、先生、いいですか。

（土岐委員）

　言うてはることはわからんこともないですけれども、今日は事務局質疑……。

（今井会長）

　土岐委員、ちょっと意見、どうぞ、土岐委員。

（土岐委員）

　今日は事務局質疑でやっているわけですから、まずは事務方が答弁すべきです。それが答えられへんかったら、いや、まだ終わってません。答えられへんかったら、後、終わってから中で調整していただいたらいい話です。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　ですから、中でももちろん調整しますけれども、今せっかく山田委員もそう話をされたんですから、もうみんな外に向いて、我々が中身の議論をまともに議論している、内容があるのは公明党さんぐらいな話ですから、今。だから、それせっかくこうして大勢の皆さんに伝えようとしているんですから、そこはここに知事がいてる、市長がいてるんですから、これ委員間協議をぜひやらせていただいたらどうですか。

（今井会長）

　土岐委員。

（土岐委員）

　それは先ほど申し上げましたように、山に登るのも１合目、２合目と手順があるということです。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　おっしゃることはよくわかりますけれども……。

（土岐委員）

　わかってはったら、そのようにしてください。

（松井委員）

　時間的なものもあります。我々は期限を区切られて今、仕事をしているわけですから、だからやはり時間短縮してスピーディーにものを協議できるものについては、ぜひ私に聞いてください。今、答えさせてもらってもいいんですけれども、この話。ですから、そういう形の、時間ばっかりかかってしまう手続的なことではなくて、中身の議論をぜひさせていただきたいと思います。

　動物園の話も、それは僕、答えろ言うたら今すぐ答えますけど。これははっきり言って分けることはできないと思っていますよ。もともと大阪府は大阪市に対して差等補助という大阪市から見たら非常に不公平な制度がずっとあったわけです。でもそれも、これは僕と橋下市長になって、差等補助を撤廃しましたから。

（みつぎ委員）

　会長。

（今井会長）

　みつぎ委員。

（松井委員）

いや、ちょっと待ってください。ぜひそういうことも含めて、委員間で活発な議論をお願いしたいと思います。

（今井会長）

　みつぎ委員。

（みつぎ委員）

　いや、もう終わっています。

（今井会長）

　そしたら、よろしい。

　ほか特段ご意見がないようですので、本日の協議会はこれをもって終了とさせていただきます。

　この後、第３委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の皆様はご参集いただきますようよろしくお願いいたします。